

(意見書案第5号)

災害時多目的船の導入を求める意見書

本年3月には東日本大震災の発生から3年の節目を迎える。被災地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸部の医療機関による支援も十分なレベルに達するには相当の時間を要した。

災害による傷病者はもとより、災害発生前から加療中の患者や要介護・要援護者等も含め、大規模災害の発生時には多くの人々が医療・介護を必要とすることを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないよう、洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るといふ国の第一の責務を果たす上で重要な施策である。

よって、政府においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 海上自衛隊や海上保安庁の医療機能・施設を持つ艦船や、民間船舶の活用を含めた災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 平成26年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成25年度実証事業を踏まえての検討課題を早急に取りまとめること。
- 3 平成26年度実証事業については、民間船舶を活用するとともに、陸上医療機関との連携、被災港湾の水域啓開、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

宛